

# 令和4年度いじめ問題理解基幹研修 実施要項

## 1 目的

いじめ防止対策推進法（平成25年）は、いじめを「すべての児童生徒に関わる問題である」としている。そして、いじめ防止等の対策として、1) いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすること、2) いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護するため、関係諸機関が緊密に連携すること、を挙げ、これらに対し、組織的かつ総合的に取り組むことで、問題の根絶を目指している。

本研修では、各学校や当該地域において指導的な役割を果たすべく、いじめの未然防止及び早期発見等に必要な、組織的な生徒指導体制を構築するための手法等の習得を図る。さらに、研修後の実践も通して、1) いじめ問題に関する諸課題の改善に専門的知見を活用し、組織的な取組を推進する力、2) 各学校や当該地域において教職員の専門性向上を推進する力、を育成する。

## 2 主催 独立行政法人教職員支援機構

## 3 共催 文部科学省

## 4 期間（第1～2回のいずれかを選択する）

回	期 間
1	令和4年5月17日（火）～ 5月19日（木）
2	令和4年8月 1日（月）～ 8月31日（水）の期間中、任意の3日間

## 5 実施方法

回	研修形態	実 施 方 法
1	Aタイプ	Web 会議サービスを用いた同時双方向通信によるオンライン研修
2	Cタイプ	学習管理システムを用いたオンライン研修

## 6 配信元 独立行政法人教職員支援機構 つくば中央研修センター 〒305-0802 茨城県つくば市立原3番地

## 7 標準定員

回	標 準 定 員
1	120名（6ユニット）
2	200名 ※標準定員は設定しているが、 <u>推薦人数に上限は設けない。</u>

## 8 受講者

### （1）受講資格

- ① 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者
- ② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭等であり、各学校や当該地域において本研修の内容を踏まえて指導的な役割（研修の企画・立案・実施・評価等を含む）を果たす者

- ③ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生  
なお、教職経験のない教職大学院の学生は、第2回の学習管理システムを用いたオンライン研修のみ受講可

※ 「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）を踏まえ、本研修における女性教職員の割合を10%以上とすることを、当機構として目標としている。女性の積極的な推薦について配慮すること。

## （2）推薦人数

回	推薦人数
1	各都道府県（中核市分を含む）においては2名程度、各指定都市においては1名程度とする。なお、中核市を複数有する都道府県においては、各中核市からの推薦数を1名以内とした上で、上記基準を超過して推薦できるものとする。
2	都道府県・指定都市・中核市等ごとの推薦人数に、制限は設けない。

## （3）推薦手続

推薦期限は、次のとおりとする。

回	推薦期限
1	令和4年4月11日（月）
2	令和4年6月15日（水）

各機関においては、「研修システム」により推薦を行う。ただし、中核市教育委員会においては、[様式1]により都道府県教育委員会に連絡し、都道府県教育委員会が「研修システム」により推薦を行う。

## （4）受講者の決定

各都道府県・指定都市教育委員会等からの推薦に基づき、教職員支援機構が決定し通知する。

## 9 研修内容

日程表は「別紙1」のとおりとする。

なお、第2回の受講者は研修終了後に「課題レポート」を提出する。「課題レポート」の様式、提出方法等については、受講者決定時に別途連絡する。

## 10 事前課題

### （1）研修成果活用計画書の作成

受講者および所属長は事前に「研修成果活用計画書」を作成し、提出すること。なお、様式、提出方法等については、受講者決定時に別途連絡する。

### （2）その他の事前課題

その他の事前課題がある場合は、受講者決定時に別途連絡する。

## 1.1 研修成果の活用

本研修は、受講者の研修成果を各学校や当該地域で活用することを前提としている。そのため、研修終了後1年程度の期間を経た後に、研修成果の活用状況（研修企画、研修講師、他校訪問等）についてのアンケート調査を実施する。推薦者は、研修修了者に対し、研修成果を効果的に活用する機会の提供、確保等の配慮をすること。

## 1.2 その他

- (1) 所定の課程を修了した受講者には、修了証書を授与する。受講者推薦の際に、必ず受講者の氏名を確認し、正確に記入すること。  
なお、第2回の受講者については、すべての講義を受講し「課題レポート」を提出すること。
- (2) 第1回は、Web 会議サービス「Zoom ミーティング」（(株)Zoom ビデオコミュニケーションズ）を用いて同時双方向通信を行うオンライン研修である。受講に当たっては、当該ソフトウェアのインストールやインターネット通信環境の確保の他、相互に音声・映像をやりとりする協議等ができるよう、音声マイク・Web カメラ等の必要機器を備えた端末を、1人1台準備すること。
- (3) 第2回は、学習管理システム「学びばこ」（(株)テクノカルチャー）を用いて研修を配信するものである。なお、「学びばこ」は専用のソフトウェアやアプリケーションをダウンロードする必要がなく、対応するブラウザであればスマートフォン等の端末からも受講可能である。
- (4) 受講者が研修に専念できるよう、推薦者には適切な受講環境及び研修時間の確保等、特段の配慮をお願いします。
- (5) 本研修の受講に際し、特別な配慮が必要な者（障害、持病等）を推薦する場合には、事前に当機構に相談すること。
- (6) 第2回については、研修期間中、もしくは研修期間後に、受講者同士で情報交換・交流等ができる場の設定を検討している。詳細については、推薦者及び受講者に対して改めて通知する。

## 令和4年度いじめ問題理解基幹研修(第1回) 日程表

日程: 令和4年5月17日(火)～5月19日(木)      会場: Zoomミーティングによるオンライン(Aタイプ)

5月17日(火)	受付	開講に当たって	(第1講) 講義・演習 (150分)  いじめ問題に関する現状と課題  文部科学省	昼休憩	(第2講) 講義・演習 (150分)  いじめの重大事態を引き起こさないための、 学校内外の連携に基づく取組	諸連絡		
5月18日(水)	受付	ミーティング	(第3講) 講義・演習 (75分)  法を踏まえた いじめ問題への対応	休憩	(第4講) 講義・演習 (75分)  保護者との連携、 信頼関係構築の在り方	昼休憩	(第5講) 講義・演習 (150分)  1人1台端末におけるいじめ問題理解	諸連絡
5月19日(木)	受付	ミーティング	(第6講) 講義・演習 (150分)  いじめの未然防止に向けたマネジメントの推進(1)	昼休憩	(第7講) 講義・演習 (75分)  いじめの未然防止に向けた マネジメントの推進(2)	休憩	(第8講) 講義・演習  研修成果の活用  教職員支援機構	閉講にあたって

※各講の演習では、講義内容の理解を深めることができるよう、小グループにより協議を取り入れる

※第1講、第2講、第5講、第6講では、途中15分の休憩を入れる

## 令和4年度いじめ問題理解基幹研修(第2回) 日程表

日程: 令和4年8月1日(月)～8月31日(水) のうち、任意の3日間      会場: 学習管理システムを用いたオンライン研修(Cタイプ)

	9:00					16:00			
1 日 目	開 講 に 当 た つ て	(第1講) 講義・演習		リ フ レ ク シ ョ ン (60分)	昼 休 憩	(第2講) 講義・演習		リ フ レ ク シ ョ ン (60分)	
		いじめ問題に関する現状と課題  (90分)  文部科学省				いじめの重大事態を引き起こさないための、 学校内外の連携に基づく取組  (90分)			
2 日 目	(第3講) 講義・演習		リ フ レ ク シ ョ ン (30分)	(第4講) 講義・演習		リ フ レ ク シ ョ ン (30分)	(第5講) 講義・演習		リ フ レ ク シ ョ ン (60分)
	法を踏まえた いじめ問題への対応  (45分)			保護者との連携、 信頼関係構築の在り方  (45分)			1人1台端末時代におけるいじめ問題理解  (90分)		
3 日 目	(第6講) 講義・演習			リ フ レ ク シ ョ ン (60分)	昼 休 憩	(第7講) 講義・演習		(第8講) 講義・演習	
	いじめの未然防止に向けたマネジメントの推進(1)  (90分)					いじめの未然防止に向け たマネジメントの推進(2)  (45分)		リ フ レ ク シ ョ ン 3 0 分	

※「リフレクション」とは、講義内容について、自身の教育実践を振り返りつつ理解を深める、個人の演習時間です。

※午前・午後ともに、講義・演習とリフレクションで150分で構成しています。適宜、休憩を入れながら受講して下さい。